

青森県報

第四百四十四号

令和二年
四月十三日
(月曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 生活保護法による指定医療機関の事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……二
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(同) ……三
- 介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退……………(同) ……四
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……四
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……四
- 介護保険法による介護老人保健施設の開設許可……………(同) ……五
- 介護保険法による介護医療院の開設許可……………(同) ……五
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) ……五
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……六
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) ……六
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所……………(同) ……六

- 支援事業の廃止の届出……………(同) ……六
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による特定医師に診察を行わせることができる精神科病院の認定……………(同) ……六
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による応急入院指定病院の指定……………(同) ……七

告 示

青森県告示第三百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
渡邊歯科医院	むつ市旭町一の一〇	令和 二・一・三
小田医院	上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地一九の一	二・二・六
川市歯科医院	三沢市中央町三丁目七の二三	三・二・六

青森県告示第三百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	渡辺歯科医院 かみきたデンタルクリニックのへじ矯正小児歯科 マエダ調剤薬局富野町店	所在地	むつ市旭町一の二〇 上北郡野辺地町字鳴沢三六の一 弘前市大字富野町二の一	指月日定	令和 二・三・一 二・三・一
----	---	-----	--	------	----------------------

青森県告示第三百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年四月十三日

青森県知事 三村 申 吾

事業名称	株式会社絵夢プランニング	事業所	三戸郡南部町大字大向字小波田四七の二	指月日定	令和 二・四・一
事業名称	訪問看護ステーション理想	事業所	三戸郡南部町大字大向字小波田四七の二	指月日定	令和 二・四・一

青森県告示第三百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年四月十三日

青森県知事 三村 申 吾

変更後	変更前	区分		変更年月日
		事業名称	事業所	
社会福祉法人福祉の里	十和田市大字切田字横道一〇〇の二二二	主たる事務所在地	十和田市元町西一丁目一三の三六	平成 二六・五・一
十和田市訪問看護ステーション	十和田市大字切田字横道一〇〇の二二二	名称	十和田市元町西一丁目一三の三六	平成 二六・五・一

青森県告示第三百二十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年四月十三日

青森県知事 三村 申 吾

名称	スマイル薬局黒石店	所在地	黒石市ぐみの木一丁目六七の五	指月日定	令和 二・三・一
名称	マエダ調剤薬局富野町店	所在地	弘前市大字富野町二の一	指月日定	令和 二・三・一

青森県告示第三百二十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和二年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種	居宅サ ビス事業を行う 所	指 定 年 月 日
社会福祉法 人沢朋会	弘前市大字大沢 字稲元三の二	短期入所 生活介護	弘前市大字大沢 字稲元一の一三	令和 二・四・一
合同会社サ イン	三戸郡階上町大 字角柄折字東平 四の八五	訪問介護	三戸郡階上町蒼 前四一丁目九の 二五六〇	二・五・一
合同会社サ イン	三戸郡階上町大 字角柄折字東平 四の八五	訪問看護	三戸郡階上町蒼 前西一丁目九の 二五六〇	〃

青森県告示第三百二十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指
定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法
第七十八条第二号の規定により公示する。

令和二年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種	居宅サ ビス事業を 行 う 事 業 所	廃 止 の 届 出 年 月 日	廃 止 年 月 日
株式会社 オール	青森市青柳二丁 目四の一	訪問介 護	ヘルパー シヨネお りづる	令和 二・二・一	令和 二・二・二九

株式会社 すまいる 介護 サービス センター 21	弘前市大字水木 在家字桜井八〇木 の一	訪問介 護	株式会社 すまいる 介護 サービス センター 21	弘前市大字水木 在家字桜井 八〇の一	二・二・二五	二・三・三
津軽保健 生活協同 組合	弘前市大字野田 二丁目二の一	通所介 護	津軽保健 生活協同 組合	弘前市大字野田 二丁目二の一	〃	〃
津軽保健 生活協同 組合	弘前市大字野田 二丁目二の一	訪問介 護	津軽保健 生活協同 組合	弘前市大字野田 二丁目二の一	〃	〃
津軽保健 生活協同 組合	弘前市大字野田 二丁目二の一	特定福 祉用具 販売	津軽保健 生活協同 組合	弘前市大字野田 二丁目二の一	〃	〃
津軽保健 生活協同 組合	弘前市大字野田 二丁目二の一	福祉用 具貸与	津軽保健 生活協同 組合	弘前市大字野田 二丁目二の一	〃	〃
津軽保健 生活協同 組合	弘前市大字野田 二丁目二の一	訪問介 護	津軽保健 生活協同 組合	弘前市大字野田 二丁目二の一	〃	〃
津軽保健 生活協同 組合	弘前市大字野田 二丁目二の一	通所介 護	津軽保健 生活協同 組合	弘前市大字野田 二丁目二の一	〃	〃
株式会社 すまいる 介護 サービス センター 21	弘前市大字水木 在家字桜井 八〇の一	訪問介 護	株式会社 すまいる 介護 サービス センター 21	弘前市大字水木 在家字桜井 八〇の一	二・二・二五	二・三・三
津軽保健 生活協同 組合	弘前市大字野田 二丁目二の一	通所介 護	津軽保健 生活協同 組合	弘前市大字野田 二丁目二の一	〃	〃
津軽保健 生活協同 組合	弘前市大字野田 二丁目二の一	訪問介 護	津軽保健 生活協同 組合	弘前市大字野田 二丁目二の一	〃	〃
津軽保健 生活協同 組合	弘前市大字野田 二丁目二の一	特定福 祉用具 販売	津軽保健 生活協同 組合	弘前市大字野田 二丁目二の一	〃	〃
津軽保健 生活協同 組合	弘前市大字野田 二丁目二の一	福祉用 具貸与	津軽保健 生活協同 組合	弘前市大字野田 二丁目二の一	〃	〃
津軽保健 生活協同 組合	弘前市大字野田 二丁目二の一	訪問介 護	津軽保健 生活協同 組合	弘前市大字野田 二丁目二の一	〃	〃
津軽保健 生活協同 組合	弘前市大字野田 二丁目二の一	通所介 護	津軽保健 生活協同 組合	弘前市大字野田 二丁目二の一	〃	〃

社会福祉法人青森振興団	社会福祉法人メーブル	社会福祉法人六戸社協	有限会社トコス	有限会社嶋野商事	呉本株式会社	医療法人 濟生堂
むつ市十二林一の二三	上北郡六戸町大字上吉田字長谷八五の一	上北郡六戸町大字犬落瀬字柴山三の九	十和田市東二丁目二番町一七の一	つがる市木造千代町三四の一	つがる市木造曙三三の二	五所川原市字新町四一
通所介護	短期入所生活介護	訪問介護 浴介	訪問介護	通所介護	訪問介護	短期入所療養介護
みちのく金谷デイサービスセンター	特別養護老人ホームルムメープル	社会福祉法人六戸社協	トコスケアサービス	つがる市サービスセンター	ヘルパーシヨック	増田病院
むつ市金谷二丁目二〇の一	上北郡六戸町大字上吉田字長谷八五の一	上北郡六戸町大字犬落瀬字柴山三の九	十和田市一本木沢一丁目一の二二	つがる市木造吹原西前田二の一八	つがる市木造有楽町一五の一	五所川原市字新町四一
二・二・六	二・二・四	二・二・六	二・二・四	二・二・七	二・三・六	二・二・三
二・三・二六	二・三・二四	二・三・三三	〃	〃	〃	〃

青森県告示第三百二十六号

健康保険等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により次の指定介護療養型医療施設からその指定を辞退する旨の届出があったので、同法第百十五条第二号の規定により公示する。

令和二年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護療養型医療施設の開 設 者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	名称	所在地	届出の年月日	辞退の年月日
医療法人 濟生堂	五所川原市字新町四一	五所川原市字新町四一	増田病院	五所川原市字新町四一	令和 二・二・三	令和 二・三・三
医療法人 恩幸会	弘前市大字石川字石川九七	弘前市大字石川字石川九七	工藤医院	弘前市大字石川字石川九七	二・二・五	〃

青森県告示第三百二十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

令和二年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所		指定年月日
				名称	所在地	
社会福祉法人 沢朋会	弘前市大字大沢字樋元三の二	弘前市大字大沢字樋元一の一三	短期入所生活介護	短期入所生活介護事業所はくじゅ	弘前市大字大沢字樋元一の一三	令和 二・四・一
合同会社 サイン	三戸郡階上町大字角折字東平四の八五	三戸郡階上町大字角折字東平四の八五	介護予防訪問看護	ナーズセンターサイン	三戸郡階上町着前四一丁目九の二五六〇	二・五・一

青森県告示第三百二十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

名称	マエダ調剤薬局富野町店	所在地	弘前市大字富野町二の一	指 月 日 定	令和 二・四・一
名称	いちい薬局弘前北横町店	所在地	弘前市大字北横町五〇の二	指 月 日 定	〃

青森県告示第三百三十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和二年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指 月 日 定
社会福祉法人あーると	名称	五所川原市大字稲実字稲葉三八の一三	共同生活援助	グループホームえん	令和 二・四・一
	名称	五所川原市大字漆川字鍋懸一四七の二			

青森県告示第三百三十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和二年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業所	指 月 日 定
合同会社ぶぶりんぐあつ	名称	十和田市稲生町一六の四三	放課後等デイサービス	放課後サポートあい	令和 二・四・一
社会福祉法人あーると	名称	五所川原市大字稲実字稲葉三八の一三	放課後等デイサービス	びーたスキントラー	〃
	名称	五所川原市大字漆川字鍋懸一四七の二			

青森県告示第三百三十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第二十一条の五の二十五第二号の規定により公示する。

令和二年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を廃止する事業所	廃 止 日
特定非営利活動法人びーた	名称	五所川原市金木町朝日山八五の四	放課後等デイサービス	びーたスキントラー	令和 二・三・三
	名称	つがる市木造柴田弥生田二の一			

青森県告示第三百三十五号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十一条第四項及び第三十三条第四項の規定により、特定医師に診察を行わせることができる精神科病院を次のとおり認定した。

令和二年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	津軽保健生活協 同組合藤代健生 病院	所在地	一 弘前市大字藤代二丁目二の	認定年月日	令和二・四・一	認定期限	令和五・三・三
----	--------------------------	-----	----------------	-------	---------	------	---------

青森県告示第百三十六号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三
十三条の七第一項の規定により、応急入院指定病院を次のとおり指定した。

令和二年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	青森県立つくし が丘病院	所在地	青森市大字三内字沢部三五三 の九二	指定年月日	令和二・四・一	指定期限	令和五・三・三
	医療法人芙蓉会 芙蓉会病院		一 青森市大字雲谷字山吹九三の		〃		〃
	津軽保健生活協 同組合藤代健生 病院		一 弘前市大字藤代二丁目二の		〃		〃
	医療法人清照会 湊病院		八戸市大字新井田字松山下野 場七の一五		〃		〃

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円